○総務省令第百五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

総務大臣　林　芳正

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

# 第一表

## 改正後

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

| | 品目 | 調査日 | 調査担当者 |
|---|---|---|---|
| 一 | ［略］　コーヒー飲料（セルフ式を除く。）　［略］　ミネラルウォーター（配達を除く。）　［略］　大人用運動靴　［略］　大人用サンダル　［略］　自動車整備費　［略］　講習料（英会話）　講習料（書道）　講習料（音楽）　講習料（ダンス）　講習料（水泳）　講習料（体育）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 二 | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三 | ［略］　ＰＴＡ会費（小学校）　ＰＴＡ会費（中学校）　［略］　中学校授業料（私立）　高等学校授業料（公立）　高等学校授業料（私立）　大学授業料（国立）　大学授業料（私立）　短期大学授業料（私立）　専修学校授業料（私立）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 四 | ［略］　ミネラルウォーター（配達）　乳酸菌飲料　［略］　医科診療代　鉄道運賃　鉄道通学定期代　鉄道通勤定期代　［略］　自動車保険料（自賠責）　自動車保険料（任意）　［略］　固定電話通信料　携帯電話通信料　［略］　放送受信料（ＮＨＫ）　放送受信料（ＮＨＫ・ケーブルを除く。）　［略］　美容液　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

## 改正前

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

| | 品目 | 調査日 | 調査担当者 |
|---|---|---|---|
| 一 | ［同上］　コーヒー飲料　［同上］　ミネラルウォーター　［同上］　運動靴　［同上］　サンダル　［同上］　自動車整備費　自動車オイル交換料　［同上］　講習料　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 二 | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三 | ［同上］　ＰＴＡ会費　［同上］　中学校授業料　高等学校授業料　大学授業料　短期大学授業料　専修学校授業料　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 四 | ［同上］　宅配水　乳酸菌飲料（配達）　［同上］　診療代（国民健康保険）　診療代（国民健康保険によるものを除く。）　鉄道運賃　［同上］　自動車保険料　［同上］　通信料　［同上］　放送受信料　［同上］　美容液（カウンセリング）　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

# 第二表

改正後

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

| 品目 | 調査日 | 調査担当者 |
| --- | --- | --- |
| 一 | | |
| ［略］塩さば［略］だいこん漬［略］チューハイ［略］女性用着物［略］帽子男性用靴下［略］ノートブック［略］ビデオソフト［略］写真撮影代［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 二 | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三 | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 四 | | |
| ［略］サプリメント［略］プロ野球観覧料［略］介護料［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

改正前

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

| 品目 | 調査日 | 調査担当者 |
| --- | --- | --- |
| 一 | | |
| ［同上］塩さば　煮干し［同上］だいこん漬　はくさい漬［同上］チューハイ　ビール風アルコール飲料［同上］女性用着物　女性用帯［同上］帽子　ネクタイ　男性用靴下　女性用ストッキング［同上］ノートブック　プリンタ用インク［同上］ビデオソフト　メモリーカード［同上］写真撮影代　ビデオソフトレンタル料［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 二 | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三 | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 四 | | |
| ［同上］サプリメント　青汁　［同上］プロ野球観覧料　サッカー観覧料［同上］介護料　振込手数料［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和九年一月一日から施行する。